

○厚生労働省令第二百十三号  
 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二条第一項及び第一百六条の規定に基づき、  
 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和二年十二月二十八日  
 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令  
 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第一百七十五号）の一部を次の表のように改正す  
 る。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（規約の承認の申請）</p> <p><b>第三条（略）</b></p> <p>2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織す</p> | <p>（規約の承認の申請）</p> <p><b>第三条（略）</b></p> <p>2 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織す</p> |

る労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第三十九条第一項第六号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類

五・六（略）

3・4（略）

（個人型年金加入者の申出）

**第三十九条** 法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一～四（略）

五 法第六十二条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項  
 イ・ロ（略）

る労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第三十九条第一項第六号及び第二項第二号、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類

五・六（略）

3・4（略）

（個人型年金加入者の申出）

**第三十九条** 法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一～四（略）

五 法第六十二条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項  
 イ・ロ（略）

(削る)

六・七 (略)

2 | 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一 申出者が国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者(以下「第二号被保険者」という。)であることについての証明書

二 個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあつては、その旨についての当該事業主の証明書(申出者が自ら個人型年金加入者掛金を連合会に納付する場合にあつては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類)

三 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつては、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無(企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第十一條第一号に規定する個人型年金同時加入制限者又は同条第三号に規定する個人型年金同時加入可能者のいずれに該当するかの別を含む。)についての当該事業主の証明書

六・七 (略)

2 | 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第六十二条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ 申出者が障害基礎年金受給者等であるときは、年金証書又はこれに準ずる書類の写し

ロ 申出者が国民年金法第八十九条第一項第三号に掲げる施設の入所者であるときは、申出者が同号に掲げる者に該当することについての申出者が入所している施設の長の証明書

二 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ 申出者が国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者(以下「第二号被保険者」という。)であることについての証明書

ロ 個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあつては、その旨についての当該事業主の証明書(申出者が自ら個人型年金加入者掛金を連合会に納付する場合にあつては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類)

四 申出者が使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施していない場合にあつては、その旨、当該事業主が確定給付企業年金を実施している場合にあつては、申出者に係る確定給付企業年金の加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書

五 申出者が国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二條第一項第七号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第三條第一項各号に掲げる者であるときは、申出者に係る国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員の資格の有無についての事業主の証明書

六 申出者が私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第十四條第一項に規定する学校法人等に使用される者であるときは、申出者に係る私立学校教職員共済制度の加入者の資格の有無についての事業主の証明書

七 申出者が石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)第六條に規定する事業主に使用される者であるときは、申出者に係る石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員の資格の有無についての事業主の証明書

八 申出者が次に掲げる者の資格を有するかどうか(申出者が次に掲げる者の資格を有するときは、当該資格を取得した年月日を含む。)についての事業主の証明書

イ 中小企業退職金共済契約等の被共済者

ロ 特定退職金共済契約の被共済者

ハ 退職手当共済契約の被共済職員

ニ 外国保険被保険者等

ホ 申出者が使用される厚生年金適用事業所において実施されている退職手当制度が適用される者

八 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつては、その旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無(企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第十一條第一号に規定する個人型年金同時加入制限者又は同条第三号に規定する個人型年金同時加入可能者のいずれに該当するかの別を含む。)についての当該事業主の証明書

二 申出者が使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施していない場合にあつては、当該事業主が確定給付企業年金を実施している場合にあつては、申出者に係る確定給付企業年金の加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書

ホ 申出者が国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二條第一項第七号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第三條第一項各号に掲げる者であるときは、申出者に係る国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員の資格の有無についての事業主の証明書

ヘ 申出者が私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第十四條第一項に規定する学校法人等に使用される者であるときは、申出者に係る私立学校教職員共済制度の加入者の資格の有無についての事業主の証明書

ト 申出者が石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)第六條に規定する事業主に使用される者であるときは、申出者に係る石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員の資格の有無についての事業主の証明書

チ 申出者が次に掲げる者の資格を有するかどうか(申出者が次に掲げる者の

(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)

第四十三条 個人型年金加入者は、第三十九条第二項第八号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済契約者の資格を取得したとき(第一号加入者となった日前に当該資格を取得していた場合を含む。)又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二 (略)

(第二号加入者の届出)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 前二項の届出書には、第三十九条第二項第三号から第七号までに掲げる書類を添付しなければならない。

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の届出書(同項第一号に係るものに限る。)には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第五十条 削除

資格を有するときは、当該資格を取得した年月日を含む。)についての事業主の証明書

(1) 中小企業退職金共済契約等の被共済者

(2) 特定退職金共済契約の被共済者

(3) 退職手当共済契約の被共済職員

(4) 外国保険被保険者等

(5) 申出者が使用される厚生年金適用事業所において実施されている退職手当制度が適用される者

(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)

第四十三条 個人型年金加入者は、第三十九条第二項第二号ト(1)から(5)までに掲げる者又は小規模企業共済契約者の資格を取得したとき(第一号加入者となった日前に当該資格を取得していた場合を含む。)又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二 (略)

(第二号加入者の届出)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 前二項の届出書には、第三十九条第二項第二号ハからヘまでに掲げる書類を添付しなければならない。

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の届出書(同項第一号に係るものに限る。)には、第三十九条第二項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

(個人型年金加入者の障害基礎年金受給の届出等)

第五十条 個人型年金加入者は、その資格を取得した後に障害基礎年金の支給を受けたときは、障害基礎年金の裁定に係る通知を

(個人型年金運用指図者の申出)

第五十二条 (略)

2 前項の申出書(同項第二号に係るものに限る。)には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、第三十九条第二項第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

附則  
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

受けた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 障害基礎年金の年金証書の年金コード  
前項の届出書には、障害基礎年金の年金証書の写しを添付しなければならない。

3 個人型年金加入者は、その資格を取得した後、国民年金法第八十九条第一項第三号の施設に入所したときは、十四日以内に、当該施設の長の証明書を連合会に提出するものとする。

(個人型年金運用指図者の申出)

第五十二条 (略)

2 前項の申出書(同項第二号に係るものに限る。)には、第三十九条第二項第二号イからヘまでに掲げる書類を添付しなければならない。

(第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等)

第五十七条 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、第三十九条第二項第二号イに掲げる書類を添付しなければならない。